

**平成27年第2回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

平成27年6月12日（金） 午前10時00分 開議

○議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 2 号 | 専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて） |
| 日程第 2 | 報告第 1 3 号 | 専決処分事項の報告について（（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて） |
| 日程第 3 | 議案第 4 5 号 | 七戸町美術資料等取得基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 4 6 号 | 七戸町立公民館使用条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 4 7 号 | 七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 4 8 号 | 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 4 9 号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 8 | 議案第 5 0 号 | 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第 9 | 議案第 5 1 号 | 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 8 号 | 平成27年度七戸町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 1 1 | 議案第 3 9 号 | 平成27年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 1 2 | 議案第 4 0 号 | 平成27年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 4 1 号 | 平成27年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 1 4 | 議案第 4 2 号 | 平成27年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 1 5 | 議案第 4 3 号 | 平成27年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 1 6 | 議案第 4 4 号 | 平成27年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第 1 7 | 報告第 1 4 号 | 平成26年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 1 8 | 報告第 1 5 号 | 七戸町障害者計画・第4期障害福祉計画（しちのへいきいきプラン）の報告について |
| 日程第 1 9 | 請願第 2 号 | 米価暴落対策の意見書を求める請願 |

- 日程第20 請願第 3号 T P P交渉に関する請願
 日程第21 議員派遣について
 追加日程第 1 議案第52号 工事請負契約の締結について（天間東小学校校舎耐震補強
 ・屋上防水改修工事）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	3番	澤田公勇君		4番	疍清悦君
	5番	岡村茂雄君		6番	附田俊仁君
	7番	佐々木寿夫君		8番	瀬川左一君
	9番	盛田惠津子君		10番	田嶋弘一君
	11番	松本祐一君		12番	田島政義君
	13番	中村正彦君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	瀬川勇一君	支所長 (兼庶務課長)	山谷栄作君
企画調整課長	高坂信一君	財政課長	天間孝栄君
会計管理者 (兼会計課長)	木村正光君	税務課長	原田秋夫君
町民課長	町屋均君	社会生活課長 (兼城南児童館長)	氣田雅之君
健康福祉課長	田嶋史洋君	商工観光課長	田嶋邦貴君
農林課長	鳥谷部昇君	建設課長	仁和圭昭君
上下水道課長	加藤司君	教育委員会委員長	附田道大君
教育長	神龍子君	学務課長	中野昭弘君
生涯学習課長 (兼中央公民館長・ 南公民館長・ 中央図書館長)	金見勝弘君	世界遺産対策室長	小山彦逸君
農業委員会会長	高田武志君	農業委員会事務局長	高田浩一君

代表監査委員 野田幸子君 監査委員事務局長 八幡博光君
選挙管理委員会委員長 古屋敷満君 選挙管理委員会事務局長 町屋均君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長 八幡博光君 事務局 次長 原子保幸君

○会議録署名議員

3番 澤田公勇君 4番 呷清悦君

○会議を傍聴した者（4名）

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがいまして、平成27年第2回七戸町議会定例会は成立いたしました。
議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。
これより、6月10日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
-

○日程第1 報告第12号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第1 報告第12号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第12号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、原案のとおり承認されました。

○日程第2 報告第13号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第2 報告第13号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第13号専決処分事項の報告について(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)は、原案のとおり承認されました。

○日程第3 議案第45号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第3 議案第45号七戸町美術資料等取得基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案の決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第45号七戸町美術資料等取得基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第46号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第4 議案第46号七戸町立公民館使用条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

6番

○6番(附田俊仁君) 教育長にお伺いしたいのですが、条例の一部改正ということで、中央公民館と南公民館の使用料を同一にするという内容なのですが、中央図書館は今年度で100周年、歴史ある公民館機能を有して、地域の方々の文化的な活動に寄与してきたことは、もう皆さん御存じのとおりなわけですけれども、建物が相当劣化してあって今の現状でいくと、ちょっと同じとは言いつつも大分見劣りがするのは否めないかなと考えておりますが、その辺、かつて合併前に建てかえの話があったやに伺っているのですが、そ

の後見直しとか検討とかというのはされているものかどうか、まず伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） かつて話題になったことは引き継ぎの段階でも聞いております。南公民館は御承知のように古いわけですがけれども、南公民館に限らずこの前、町長のほうからも示された体育館のこととか、さまざまな施設が老朽化ということで、ここでは優先順位をつけてやっていかなければならないということで、南公民館も含めて今後、また検討していかなければならないことかなと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 6番。

○6番（附田俊仁君） 一応全体的な流れの中で、建物の優先順位ということで、全体で協議をされているということなわけですけれども、そこで、町長、全体的な一般質問の中でも庁舎の建てかえとかという話もあったわけですけれども、全体的に、まず合併特例債も視野に入れた中での計画というものを早急につくっていく必要があるかと思うのですが、その辺のところの日程・段取りが、もしあるのであれば示していただければと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 七戸庁舎、それからこの本庁舎、あるいはまた公民館、体育施設全てトータルで含めて総合のこれからの利用だとか、あるいはまた耐震補強だとか、建てかえだとかといったものは早目にその日程はつくりたいと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 6番。

○6番（附田俊仁君） それ最終的に私のほうに示していただけるのは、どうですかね、平成27年度中にある程度まとめられるものですかね。もし、日程的なお金のこともさることながら、ある程度3年先、5年先、10年先というものの見通しというものが見えてないと、どうしても町民の方々からの意見として、あそこどうなるんだ、ここはどうなんだという話に当然なるのですよね。そのときに、その建物についてはこういう計画だよと、この建物についてはこういう計画だよというところの民意を、ある程度理解を得ながら進めていくというのは当然のことだと思うので、そこを早目に示していただければと思うのですが、どうですか、平成27年度中に示せますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 一つの目安が、財源としての合併特例債が平成31年までの事業完了ということになります。ですから、その範囲の中で計画は立てたいし、また事業も進めたいというふうには思っております。特に公民館なんかも恐らく特例債の該当事項にはなると思うのですよね。ですから、その辺、平成27年度はどうか検討はしてますけれども、これは職員サイドで庁舎とかいったものの検討はしておりますけれども、もっと広く意見をいただきながら、やるとなると平成27年度は無理かもしれませんが、早い段階でやりたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第46号七戸町立公民館使用条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第47号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第5 議案第47号七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第47号七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第48号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第6 議案第48号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第48号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第49号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第7 議案第49号町道路線の認定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第49号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第50号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第8 議案第50号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第50号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第51号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第9 議案第51号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第51号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第38号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第10 議案第38号平成27年度七戸町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

8ページから、9ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、歳出に入ります。

10ページ、1款1項1目議会費から、18ページ、4款2項1目塵芥処理費まで発言を許します。

12番。

○12番（田嶋政義君） 16ページの13節委託料のゆうずらんの温泉業務委託料、

これはまた改めて何かあって分析するのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田嶋史洋君） お答えいたします。

これは温泉法に基づく10年ごとに成分分析をするために実施するものでございます。

○議長（田嶋輝雄君） 12番議員、よろしいですか。

○12番（田島政義君） はい。

○議長（田嶋輝雄君） 7番。

○7番（佐々木寿夫君） 13ページ、2款総務費、18目社会保障税番号制度費のところ、個人番号カード関連事務委託交付金というのが、それが多分補正でふえていると思うのですよね。これについて、まず説明願いたいと思います。

もう一つは、この社会保障税番号制度というのは、予算ではたしか11目の情報通信対策費として入っていると思うのですが、この目として独立させたのではないかと思うのですが、その理由と2点。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（瀬川勇一君） お答えいたします。

まず、個人番号カード関連事務委任交付金の件ですけれども、これはことしの10月に個人番号にされます。それで、来年1月から運用開始ということで進んでいるやつですけれども、これは国の行政機関である地方公共団体情報システム機構に法律に基づいて、今、委任するというのでございます。委任する内容については、通知カード等の作成・発送、それから個人番号カードの申し込み処理、それに伴って来年1月から運用されます発行等の事務費でございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員、よろしいですか。

○7番（佐々木寿夫君） もう一つの質問。

○議長（田嶋輝雄君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） 目の新設ということで、お答えいたします。

これまでマイナンバー制度の経費については、主にシステムの構築費ということで、11目の情報通信対策費のほうに予算を計上して実施してまいりました。マイナンバーの制度が運用開始が近づくとつれまして、今度は複数の課にまたがる予算が計上されるということで、新しく目をつくりまして、そこに一括して予算を計上したということでございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番。

○7番（佐々木寿夫君） 情報の漏洩ということで、大きな問題になっているのですが、その中でこれを実施するのですが、そのことについては、私、多分前の議会でも話しているから今はやめますが、まず、町民にとっては10月から新しい個人の番号が全員に発

送されるわけですね。そうすると、かなり町民が困惑するというのがまず考えられます。それから、もう一つ問題なのは、これはさっきの事務委任ですから、町から発送されるのではなくて、そっちの委任された多分国のほうからそれぞれに発送されると思うのですけれども、そうすると町民は多分、番号を送られたことなんかについてかなり困惑するから、町の役場に結局問い合わせが殺到すると、そういう問題が、多分いろいろな混乱が発生すると思うのですよ。そこで、まず二つ聞きます。この町民に10月から発送されて1月から実施、10月から番号がついたカードみたいなものに行くのですかね。それから、もう一つは、町が町民に対して、この辺の説明をどういうふうに日程で考えているのですか。以上。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（瀬川勇一君） お答えいたします。

この機構から送られるやつについては、番号通知、それに基づいて住民から機構のほうへ申請というふうな形になるのかと。当然機構に対しての送付、これも可能ですけれども、あくまでも市町村、今のところは市町村が中間というような形で取り扱うということになります。それが町が一括してこの機構のほうへ申請して、機構のほうから1月運用に際して交付ということになってございます。

それから、2点目の町民説明ということで、佐々木議員御心配されていますけれども、まず、まずことしの3月号の広報でマイナンバー制度が始まりますというふうなことを周知してございます。これが随時その時期時期になりましたら、また必要であれば企画調整課のほうである町政座談会、今は出前講座というようなものを利用して周知していきます。

それで、役場の対応ということまで言っておりますけれども、町民課、税務課、それから社会生活課の窓口でも、職員研修は県と一緒に混雑を招かないようなということで、万全な体制をとるということになってございます。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 確認しますが、10月になれば町民のところに、その番号の申請が送られて、そして町民がそれに対して申請して、今度はまたそこから番号が町民のところに送られるという、そういう感じになるかどうかということ、その辺もう少し詳しく説明をお願いします。やっぱり町民の混乱というのは多分避けられないと思うのですよね。だから、その辺に対する対策はまず広報で出したのかということだけではちょっと足りないという感じがいたしますので、その辺について対策をきちっと抜本的に考えるべきだと思うのですが。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（瀬川勇一君） お答えいたします。

この番号については、先ほども申し上げましたとおり、番号通知が10月に、順次個人がその事務委任をしている機構のほうから住民のほうへ送付される。その送付をされたこ

とに基づいて申請等を役場でその申請事務を行う、それについていわゆる個人番号カード、いわゆる写真のついたカードが1月運用に際して交付されるというふうな見通しでございます。あくまでも機構のほうから、それを申請するということです。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

11番。

○11番（松本祐一君） 12目防災諸費、防災行政無線施設設置工事ということで、川向集会所にある緊急避難場所みたいに言われまして、本庁とつながっている防災無線がついたのですけれども、そういうわけで、こういうもちろん避難場所というのは旧七戸で言えば公民館とか柏葉館、もちろん学校等がありますけれども、緊急避難場所と指定されたみたいなのですよ。それで、こういう形で指定されたのが何カ所ぐらいあるのかお知らせいただければ。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（瀬川勇一君） 防災無線の集会所、また避難場所の設置でございますけれども、町内の集会所には1個設置されております。町内会のほうの集会所については、町内会長さんを通じて確認して無線の設置しております。

○議長（田嶋輝雄君） 11番。

○11番（松本祐一君） 違うと思いますよ。私が言っているのは、それは各集会所にある防災無線というのはついたでしょうけれども、何か緊急的な場合は本庁というか、本部のところと直接電話できるという、無線のことですよ。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時33分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（瀬川勇一君） 把握できてなくて大変申しわけございませんでした。七戸地区は5カ所として、川向、それから上川目生活改善センター、道地生活改善センター、野々上生活改善センター、それから作田川目生活改善センターの5カ所に設置しているところでございます。

○議長（田嶋輝雄君） 11番。

○11番（松本祐一君） それで、緊急避難場所になったわけですが、そのときに万が一災害があった場合ですけれども、その物資というのですか備品というのですか、例えば真冬だったらストーブだとか、それとも発電機だとか、それに毛布だとかという物の流れはどのような形になってくるのでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（瀬川勇一君） その物資等の調達については、町の防災計画の中で立てられている担当課が災害対策本部からの指示でやっております。よろしいでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 11番。

○11番（松本祐一君） 緊急ですから具体的に教えていただければ。

○議長（田嶋輝雄君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 災害が起きます。そうすると一時避難ということで緊急避難所に行きます。こちらのほうでは、職員に集まっていただいて、そして、毛布とか暖房器具とかを集めて、分散して持っていきます。そういう形です。あと食料も日赤のほうからいただいたり、それから炊き出しとかを行うことになると思います。

○議長（田嶋輝雄君） 11番。

○11番（松本祐一君） だから緊急の災害の場合は、そういう流れで役場のほうから。ただ、それだって迅速には対応できない場合だってあると思うのです、災害の種類によっては。はっきり言って道路が大きく亀裂して車が通れないとか、そういうわけで、すぐには対応できない可能性もありますので、私の言いたいのは、各そういう緊急避難場所に少しずついいですから、そういう備品を備えていたらどうでしょうかということなのです。いざ災害があった場合だって、すぐ来れるとは私は限らないと思うので、その災害の種類によっては。ただ、その各自のそういう施設に少しずつそういう備品を置いていく、町で補助していくということは考えられませんか。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（瀬川勇一君） その各避難所についての備蓄と申しますか、食料にしる寝具とか、そういうようなものについてはその整備についても前向きに実施していきます。

○議長（田嶋輝雄君） 次に、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、18ページ、6款1項1目農業委員会費から、27ページ、13款2項13目核燃料物質等取扱税交付金事業基金まで発言を許します。

2番。

○2番（小坂義貞君） 商工観光費のB1グランプリ in十和田おもてなし事業実行委員会の負担金110万円という予算がついてます。この中身の内容を把握してありましたら御説明をお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田嶋邦貴君） お答えします。

こちら、地域振興力向上事業の補助金ということで、連携事業で1,000万円事業でございまして。各連携する市町村に、うちのほうであれば110万円が流れてきて、そのままB1の実行委員会に110万円をまず負担します。中身につきましては、この間議会でも出ましたシャトルバスの運行等に充てられる経費になります。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 2番。

○2番（小坂義貞君） 大変いろいろな予算がついているので了解しました。

- 議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（田嶋輝雄君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第38号平成27年度七戸町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。
-

○日程第11 議案第39号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第11 議案第39号平成27年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。
これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第39号平成27年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。
-

○日程第12 議案第40号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第12 議案第40号平成27年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第40号平成27年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第41号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第13 議案第41号平成27年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第41号平成27年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第42号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第14 議案第42号平成27年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第42号平成27年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第43号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第15 議案第43号平成27年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第43号平成27年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第44号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第16 議案第44号平成27年度七戸町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第44号平成27年度七戸町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 報告第14号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第17 報告第14号平成26年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上で報告第14号平成26年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

○日程第18 報告第15号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第18 報告第15号七戸町障害者計画・第4期障害者福祉計画(しちのへいきいきプラン)の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上で報告第15号七戸町障害者計画・第4期障害者福祉計画(しちのへいきいきプラン)の報告についてを終わります。

○日程第19 請願第2号及び日程第20 請願第3号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第19 請願第2号米価暴落対策の意見書を求める請願及び日程第20 請願第3号TPP交渉に関する請願について、2件を一括議題といたします。

審査を付託しておりました建設産業常任委員会の委員長より報告を求めます。

委員長、演壇にてお願いします。

○建設産業常任委員会委員長（**冨 清悦君**） 請願審査報告をさせていただきます。

6月8日の本会議において、当委員会に付託されました請願第2号米価暴落対策の意見書を求める請願及び請願第3号T P P交渉に関する請願の審査結果について報告します。

当委員会では付託を受け、6月8日に委員会を開催し、その取り扱いについて慎重な審議を行いました。

審査の結果、いずれも不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託となりました請願の審査結果について、御報告申し上げましたが、当委員会の決定どおり議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（**田嶋輝雄君**） ただいま建設産業常任委員長の報告がありましたが、審査の結果につきましては、皆さんのお手元に配付している請願審査報告書のとおり、いずれも不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**田嶋輝雄君**） 御異議なしと認めます。

したがいまして、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

請願第2号について、採決します。

請願第2号は、起立によって採決します。

この請願の委員長報告は、不採択とすべきものであります。

委員長報告とは別に、この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（**田嶋輝雄君**） 起立少数です。

したがいまして、請願第2号米価暴落対策の意見書を求める請願は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第3号について採決します。

請願第3号は、起立によって採決します。

この請願の委員長報告は、不採択とすべきものであります。

委員長報告とは別に、この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（**田嶋輝雄君**） 起立少数です。

したがいまして、請願第3号T P P交渉に関する請願は、不採択とすることに決定しました。

○日程第 2 1 議員派遣の件

○議長（田嶋輝雄君） 日程第 2 1 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議員派遣の件については、原案のとおり可決されました。

○追加日程第 1 議案第 5 2 号

○議長（田嶋輝雄君） 次に、追加案件に入ります。

議案第 5 2 号工事請負契約の締結について（天間東小学校校舎耐震補強・屋上防水改修工事）の追加提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） ただいま、提出いたしました全議案を原案どおり御承認くださいます。まことにありがとうございます。

それでは、追加提出議案の概要について御説明いたします。

議案第 5 2 号工事請負契約の締結についてであります。

天間東小学校校舎耐震補強・屋上防水改修工事の条件付き一般競争入札を平成 2 7 年 6 月 5 日に実施したところ、株式会社小又建設に落札となり、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決を要することから提案するものであります。

以上、追加提案をさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田嶋輝雄君） これより、議案審議に入ります。

追加日程第 1 議案第 5 2 号工事請負契約の締結について（天間東小学校校舎耐震補強・屋上防水改修工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第52号工事請負契約の締結について（天間東小学校校舎耐震補強・屋上防水改修工事）は、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長（田嶋輝雄君） 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

これをもって、平成27年第2回七戸町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時52分

以上の会議録は、事務局長八幡博光の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成27年6月12日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員